

中小企業・小規模事業者の皆様へ

経営改善計画 策定支援事業

に係る計画策定費用一部補助のご案内

経営改善に向けて、大切な「気づき」がそこに...

— 信用保証で広がる夢のおてつだい —

 和歌山県信用保証協会

経営改善計画策定支援事業に係る 計画策定費用一部補助のご案内

和歌山県信用保証協会では、国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を利用された方に、計画策定費用の一部補助を行っています。

補助対象となる方

国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」により和歌山県経営改善支援センター(以下、「経営改善支援センター」)から費用補助の支払いを受けられ、和歌山県信用保証協会(以下、「協会」)の保証利用がある方。

補助の範囲

- ・経営改善計画策定に要する費用の6分の1(上限10万円)。
- ・モニタリングに関する費用は補助の対象外。

〈補助額の例(単位:千円)〉

計画策定費用	国の負担 (計画策定費用の2/3)	自己負担 (計画策定費用の1/3)	協会補助 (自己負担の1/2(最大10万円))	実質自己負担 (協会の補助後)
1,200	800	400	100	300
900	600	300	100	200
600	400	200	100	100
300	200	100	50	50

申請手続き

当補助の利用申請は、国の支援事業利用申請後、速やかに以下の書類を協会に提出してください。

- ① 補助事業利用申請書
(認定支援機関と連名とする・所定様式あり)
- ② 経営改善支援センター事業利用申請書(写)
- ③ 申請者の概要(写)
- ④ 業務別見積明細書(写)
- ⑤ 認定支援機関ごとの見積書および単価表(写)
- ⑥ 計画策定支援に係る工程表(ガントチャート)(写)
- ⑦ 主要金融機関の確認書面(写)

交付手続き

当補助の交付申請は、国の費用補助を受けた後、以下の書類を協会に提出してください。

- ① 補助金交付申請書(所定様式あり)
- ② 経営改善支援センター事業費用支払申請書(写)
- ③ 経営改善計画書(写)
- ④ 申請者による費用負担額の支払を示す領収書(写)
- ⑤ 経営改善支援センターからの費用補助の支払いを受けたことを証する書面(写)

補助の決定

協会は、申請者から補助金交付申請書が提出されたときは、その内容を精査し、交付が適当であると認められる場合、補助金の額を決定し、「補助金交付決定通知書」を発行するとともに、補助金交付申請書記載の口座に補助金の振込みを行います。但し、この振込口座は申請者名義の口座とします。

補助の取消

以下に該当する場合は、補助決定後に補助の取消を行うことがあります。

- ① 協会が定めた補助事業の要領に違反した場合
- ② 虚偽の申請または不正行為と判断される申請・行為により国の支援事業による補助金を受けた場合
- ③ 申請者が経営破たんする等、協会が補助金交付決定の取消が相当であると判断したとき

利用申請から補助支払いまでの流れ

中小企業者

和歌山県信用保証協会

経営改善計画策定の検討

認定支援機関(専門家)の選定

認定支援機関(専門家)の選定

顧問税理士、もしくは金融機関とご相談ください。経営改善計画の策定にあたり、必要であれば協会より専門家をコーディネートさせていただきます。

経営改善支援センターへ利用申請提出

経営改善計画策定サポート利用申請提出

協会へ「補助事業利用申請書」を提出します。
 ※経営改善支援センターへ利用申請後、速やかに協会へご提出をお願いします。
 提出期限は、国の費用負担の支払い決定がされる迄となっています。
 ※利用申請書類は左記を参照

補助事業利用申請書の受理

補助事業利用承諾通知書発送

協会にて補助金利用に係る審査を行います。審査の結果適当と認められる場合は、「補助事業利用承諾通知書」を送付します。

経営改善計画書完成

各債権者へ経営改善計画書(写)を送付してください。

経営改善計画書の受理

債権者への説明

金融支援の調整

【金融支援の検討】

・計画内容の説明や金融機関調整が必要な案件はバンクミーティング(経営サポート会議)を開催します。(協会が事務局となり開催します)

合意形成

他の全債権者からの同意書がまとまれば、経営改善支援センターへ費用補助の支払い申請を行ってください。

経営改善計画の同意書発行

事業計画、返済条件ともに支援可能と判断できれば、協会より同意書を発行します。

国の費用補助決定

金融機関へ融資・条件変更申込

各金融機関へ計画に基づいた融資または条件変更の申込みを行ってください。

保証申込案件の受理(保証書の発行)

協会は、計画どおりの金融支援の申込みであることを確認し、金融機関へ信用保証書を発行します。

協会へ補助金申請

・国の費用補助を受けた後、「補助金交付申請書」を協会へ提出します。
 ※交付申請書類は左記を参照
 ・補助対象は、計画策定に要した費用の6分の1で上限10万円です。

補助金交付申請書の受理

補助金交付決定通知発送

協会にて補助金交付に係る審査を行います。審査の結果適当と認められる場合は、「交付決定通知書」を送付します。

補助金の振込み

ご指定の振込先に補助金を振込みます。但し、この振込口座は申請者名義の口座といたします。

認定支援(専門家)におけるモニタリングの実施

・認定支援機関によるモニタリングを基に、金融機関へ計画の実行状況について定期的に報告を行います。
 ・計画との乖離が大きい場合は、認定支援機関と相談しながら計画の修正を行います。

必要に応じモニタリング状況報告の受理

— 信用保証で広がる夢のおてつだい —



認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

経営改善支援センター（全国47都道府県に設置）

費用の2/3を支援



認定支援機関と
連名で相談・申込み

中小企業・小規模事業者

- ・計画策定支援
- ・フォローアップ



・費用の1/3を負担

認定支援機関（弁護士・税理士・金融機関等）

保証協会

事業者の支払
負担の半分以上を
補助します。
(上限10万円)

協議

金融機関

【お問合せ先・事務局】

「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の詳細に
つきましては、経営改善支援センターにお問合せ下さい。

和歌山県経営改善支援センター
〒640-8567 和歌山市西汀丁36
電話：073-422-1113

【お問合せ先】和歌山県信用保証協会

■ 本 所 経営支援課 TEL.073-433-9704 ■ 田辺支所 業務課 TEL.0739-22-4666
ホームページ www.cgc-wakayama.jp